

第1回検討会で指摘された調査事項とその結果概要

- 1 地域枠等地元で養成する医師の成果、特別なカリキュラムの設定について
 - (1) へき地での勤務を義務づけた地域枠、奨学金制度等を有する都道府県
 - ア へき地での勤務を義務づけた地域枠：11 都府県
 - イ へき地での勤務を義務づけた奨学金制度：19 都府県
 - ウ へき地医療に関する寄付講座：10 県
 - (2) へき地での勤務を義務づけた地域枠等の卒業生がへき地で勤務した割合
 - ア 卒業生を有する都道府県（合計人数）：12 府県（131 人以上）
※多い県は、兵庫県（62 人）、長崎県（32 人以上）
 - イ 卒業生のうち、へき地勤務医師を有する県（合計人数）：5 県（94 人）
 - ウ 卒業生がへき地で勤務した割合：約 70 %
※勤務していない人数のほとんどは臨床研修中
 - (3) 地域枠等の学生に対して地域医療に動機付けするような特別なカリキュラムの設定等について
 - ア へき地での勤務を義務づけた地域枠の学生に対する特別なカリキュラム等を有する都道府県：3 都府県
 - イ ア以外で、へき地での勤務を義務づけた奨学金の学生に対する夏期研修等を有する都道府県：3 県
 - ウ へき地関係寄付講座にへき地実習等が含まれている都道府県
(ア) カリキュラムとして：6 県
(イ) 臨床研修プログラムとして：1 県
- 2 へき地医療支援機構の専任担当官（医師）がへき地医療に関する活動の状況について
 - へき地医療支援機構を有する都道府県：39 都道府県
 - 専任担当官（医師）を設置している都道府県：38 都道府県
 - (1) 専任担当官（医師）がへき地医療に関する業務の日数（週間）
 - ① 0～1 日：13 県
 - ② 1～2 日：8 府県
 - ③ 2～3 日：2 道県
 - ④ 3～4 日：5 都府県
 - ⑤ 4～5 日：10 県
 - (2) 専任担当官（医師）が機構の本来業務（代診医派遣調整等）を行う日数（週間）
 - ① 0～1 日：15 県
 - ② 1～2 日：10 府県

- ③ 2～3日：3都道県
- ④ 3～4日：5県（三重県、徳島県、長崎県、熊本県、大分県）
- ⑤ 4～5日：4県（石川県、兵庫県、島根県、沖縄県）
- ※空欄：1県

(3) 専任担当官（医師）がへき地診療所へ代診する日数（週間）

- ① 0～1日：23都道府県
- ② 1～2日：5県（奈良県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）
- ③ 2～3日：1県（高知県）
- ※空欄：9県

(4) 代診医の派遣件数（年間）

- ① 0件：10道府県
- ② 0～10件：8県
- ③ 10～100件：13都県
- ④ 100件～：7県（茨城県、愛知県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

3 へき地診療所とそれを支える地域の中核的な病院や中小病院の医師充足状況について

(1) へき地診療所における医師不足状況（全医師数が必要医師数^{註1)}を下回る場合）

全国：69施設（418施設中^{註2)}）、割合16.5%

北海道・東北：14施設（68施設中^{註2)}）

関東・甲信越：6施設（63施設中）

東海・北陸：12施設（63施設中）

近畿：8施設（64施設中）

中国・四国：20施設（88施設中）

九州・沖縄：9施設（72施設中）

註1) 医療法施行規則第19条に規定する標準医師数を参考に算出

註2) うち、2施設は医師数不明

(2) へき地拠点病院における医師不足状況（全医師数が標準医師数^{註3)}を下回る場合）

全国：44施設（263施設中）、割合16.7%

北海道・東北：12施設（39施設中）

関東・甲信越：3施設（30施設中）

東海・北陸：5施設（39施設中）

近畿：3施設（23施設中）

中国・四国：15施設（84施設中）

九州・沖縄：6施設（48施設中）

註3) 医療法施行規則第19条に規定する標準医師数

資料 4-①

都道府県におけるへき地医療を担う医師の育成状況について

①へき地に勤務することを義務づけた地域枠等の実施状況

平成21年7月31日現在

	都道府県名	へき地の地域枠等の実施状況			備考
		(1)へき地に勤務することを義務づけた地元医大の地域枠の有無	(2)へき地に勤務することを義務づけた奨学金制度の有無	(3)都道府県が出資する、へき地関係寄附講座(地元医大)の有無	
1	北海道	×	×	×	地域枠、奨学金に「へき地」に関する規定なし
2	青森県	×	×	×	
3	岩手県	×	×	×	義務づけはしていないが、県内にへき地が多いため、へき地医療に従事する者は必然的に多くなるものと見込まれるとのこと。
4	宮城県	×	×	×	
5	秋田県	×	×	×	
6	山形県	×	○	×	
7	福島県	×	○	×	
8	茨城県	×	×	×	
9	栃木県	×	×	×	
10	群馬県	×	×	×	
11	埼玉県				へき地なし
12	千葉県				へき地なし
13	東京都	○	○	×	
14	神奈川県				へき地なし
15	新潟県	○	○	×	
16	富山県	×	×	×	
17	石川県	×	×	○	地域枠、奨学金に「へき地」に関する規定なし。寄附講座に対する21年度予算 30,000千円
18	福井県	×	×	×	
19	山梨県	×	×	×	
20	長野県	×	×	×	
21	岐阜県	×	×	○	奨学金に「へき地」に関する規定なし。寄附講座に対する21年度予算20,000千円
22	静岡県	×	×	×	
23	愛知県	×	×	×	寄附講座ではないが、へき地医歯研修会を毎年開催し、へき地医療に対する助成付けを行っている。
24	三重県	×	○	○	
25	滋賀県	×	×	×	
26	京都府	○	○	×	
27	大阪府				へき地なし
28	兵庫県	×	○	○	
29	奈良県	×	○	×	
30	和歌山県	○	○	×	
31	鳥取県	×	×	×	
32	島根県	○	○	×	地域医療講座に県の財政負担なし
33	岡山県	×	×	×	地域枠、奨学金に「へき地」に関する規定なし。
34	広島県	○	○	×	
35	山口県	○	○	○	寄附講座に対する平成21年度予算25,000千円
36	徳島県	×	○	○	出地域枠制があり、この枠で入学した者はその奨学金が受けられ、結果的にへき地医療に従事することになる。しかし、この制度自体にへき地勤務が義務づけられてはいない。
37	香川県	×	×	×	奨学金に「へき地」に関する規定なし。
38	愛媛県	○	○	○	寄附講座に対する平成21年度予算32,000千円
39	高知県	×	×	○	地域枠、奨学金に「へき地」に関する規定なし。寄附講座に対する平成21年度予算25,000千円
40	福岡県	×	×	×	
41	佐賀県	×	×	×	
42	長崎県	×	○	○	地域枠に「へき地」に関する規定なし。寄附講座に対する平成21年度予算20,000千円
43	熊本県	×	×	○	
44	大分県	○	○	×	
45	宮崎県	×	○	×	
46	鹿児島県	○	○	×	鹿児島大学への委託事業としてセミナーを実施
47	沖縄県	○	○	×	
	「○」の合計	11	19	10	

厚生労働省医政局指導課救急・周産期医療等対策室調べ

-3-

②へき地勤務を義務づけた奨学金等を利用した卒業生のへき地勤務状況

※地域枠及び奨学金制度が存在すると回答した都道府県への追加調査

都道府県名	①へき地勤務の義務付けの奨学金制度・地域枠を利用した卒業生が医師(研修医含む)として貴都道府県で働いていますでしょうか?ある場合は○を、無い場合は×を選んでください。	②へき地勤務義務付けた制度を活用した卒業生は、貴都道府県内に何人おられるでしょうか?(人)	③②でご回答いただきました卒業生のうち、へき地において短期間も含め勤務した医師は何人おられるでしょうか?(人)	備考
山形県	○	3	3	
福島県	○	2	0	※当然免除に係る勤務期間外
東京都	×	0	0	
新潟県	○	1	0	現在臨床研修中
三重県	○	6	0	・三重県では、三重県医師修学資金制度があり、制度を利用した卒業医師は6名おります。ただ、6名は、臨床研修2年目が1名、臨床研修1年目が5名で、臨床研修を終了した医師はまだおりません。 ・地域枠は三重大学において、平成18年4月入学の学生から導入されたため、地域枠の卒業生はまだおりません。 ・三重県医師修学資金制度では、へき地勤務義務のあるへき地コースと、へき地勤務義務のない県内勤務医コースがあり、コース選択は、貸与の際に決定するのではなく、臨床研修2年目に行うこととしています。そのため、現在卒業2年目の臨床研修医もまだどちらのコースも選択していないため、純粋なへき地勤務義務のある卒業生医師はまだおりません。 ・三重大学では、地域枠の学生に対してへき地勤務は義務付けておりません。
京都府	○	2	0	2人とも他県で研修中
和歌山県	×	0	0	
兵庫県	○	62	60	
奈良県	×	0		卒業生はまだいない
鳥根県	○	8	2	5人は初期研修医で今後へき地にて勤務予定。 1名が鳥根大学附属病院で勤務中(現在県内勤務中で、来年度へき地勤務予定)
広島県	○	2	0	現在研修医1年目(県外1人 県内1人)
山口県	×	0	0	
徳島県	○	2	0	②の2人は5年次より修学資金を受け、県内勤務義務付けが3年であるため、へき地で勤務することはない。(へき地勤務は5年目以降)
愛媛県	×	0	0	
大分県	×	0	0	
長崎県	○	32	28	※これまでに修学資金を貸与した者(現学生を除く)122人 ※うち現在勤務中の医師32人 ※義務終了後、退職した者及び中途離脱した者の所在地は把握していません。 ※③は②から研修医を除いた数
宮崎県	○	5	1	※現時点では卒業後1～2年目の研修医が5名おり、早ければ来年度からへき地への派遣が可能である。 臨床研修2年目 1名、臨床研修1年目 5名 ※②は自治医大卒業生を除く ※③は臨床研修プログラムの地域医療実習
鹿児島県	×	0	0	
沖縄県	○	8	0	
合計	12	133	94	

厚生労働省医政局指導課救急・周産期医療等対策室調べ

③へき地医療を担う医学生等に対する特別のカリキュラム等の設定について

※地域枠、奨学金、講座があると回答した都道府県に対する追加調査

都道府県名	へき地勤務の義務づけのある地域枠について		へき地勤務の義務づけのある奨学金について		都道府県が出資するへき地関係寄付講座の内容について		備考
	地域枠で入学した学生には、一般枠で入学した学生との間で、在学中に取り扱いの区別はありますか？ある場合は○を、無い場合は×を選んでください。	有りの場合、その内容を書いてください。	奨学金を受けた学生には、その他の学生との間で、在学中に取り扱いの区別はありますか？ある場合は○を、無い場合は×を選んでください。	有りの場合、その内容を書いてください。	へき地や離島実習がカリキュラムに含まれていれば、○を、無い場合は×を選んでください。【学部生】	へき地や離島実習が臨床研修プログラムに含まれていれば、○を、無い場合は×を選んでください。【後期研修】	
山形県	-		○	年1回、夏季休暇を利用した病院実習に参加していただくことにしている	-	-	
福島県	-		×		-	-	
東京都	○	・都の地域医療についての講義(一般学生も含む) ・島しょ研修の実施	○	・都の地域医療についての講義(一般学生も含む) ・島しょ研修の実施	×	×	
新潟県	×		×		-	-	
石川県	-		-		○	検討中	
岐阜県	-		-		×	×	
三重県	-		×		×	×	
京都府	×		×		-	-	
兵庫県	-		○	毎年夏に開催するへき地等での研修会への参加	○	×	
奈良県	-		×		-	-	
和歌山県	×		×		-	-	
島根県	×		×		-	-	
広島県	×	○県が主催する地域医療セミナーに地域枠の学生は強制参加、他の学生は任意参加。 ○1年生後期の病棟早期体験実習で、一般枠の学生にはない「地域医療」枠1日を検討中。 ※いずれも区別とはまでは言えないと考えている。	×	同左	-	-	

	へき地勤務の義務づけのある地域枠について		へき地勤務の義務づけのある奨学金について		都道府県が出資するへき地関係寄附講座の内容について		備考
山 口 県	×		×		×	×	【問2関係】 県は年1回貸付学生の意識付けや県医療事情周知の機会設けている。 大学では奨学金によらず、全学生が地域医療に関心を持つ教育を推進するスタンス。
徳 島 県	-		×		○	○	
愛 媛 県	○	一般枠生に先駆けて、低学年時から、地域実習をカリキュラムに組み込んでいる。	○	一般枠生に先駆けて、低学年時から、地域実習をカリキュラムに組み込んでいる。	○	×	本県の寄附講座(地域医療学講座)は、臨床研修まで射程に含まれたものではない。
高 知 県	-		-		○	×	
長 崎 県	-		×		○	×	
熊 本 県	-		-		×	×	
大 分 県	×		×		-	-	
宮 崎 県	-		○	・県が主催する夏季医学生へき地医療実習体験事業への参加義務付け ・宮崎大学医学部講座(高校生向けの説明会)の協力	-	-	
鹿 児 島 県	×		×		-	-	
沖 縄 県	○	離島実習を必須化(その他学生は選択)県の離島医療セミナーへ優先的に参加できる。	○	離島実習を必須化(その他学生は選択)県の離島医療セミナーへ優先的に参加できる。	-	-	
合計	3		6		6	1	

厚生労働省医政局指導課救急・周産期医療等対策室調べ

義務付け奨学金に関する調査

※この調査で言う「義務付け奨学金」とは、「給付の条件として、卒業後に都道府県の指定する地域で勤務することが義務付けられる奨学金」を言う。

※上記「指定地域」について、本調査ではへき地以外も含むものとする。

都道府県名	義務付け奨学金の有無	義務付け奨学金の給付を受けられる最高年次について	義務付け奨学金の義務年限の計算方法
1 北海道			
2 青森県	○	①医学部入学～1年次まで	<弘前大学医師修学資金> (特別枠)支援期間×1.5倍 (一般枠)支援期間×1倍 (学士枠)支援期間×1.5倍
		⑥医学部6年次まで	<青森県医師修学資金> 支援期間×1.5倍
3 岩手県			
4 宮城県	○	⑥臨床研修2年目まで	賞付年数と同年数(臨床研修期間含む)
5 秋田県	○	⑥臨床研修2年目まで	・医学生 奨学金を受けた年数×1.5 ・臨床研修医 奨学金を受けた年数
6 山形県	○	⑥医学部6年次まで	賞与期間の1.5倍
7 福島県	○	⑥医学部6年次まで	○福島県立立病院医師修学資金 奨学金を受けた年数×1 ○福島県へき地医療医師確保修学資金 奨学金を受けた年数×1 ○福島県緊急医師確保修学資金 【第1種】奨学金を受けた年数×1.5 【第2種】奨学金を受けた年数×1
8 茨城県	○	⑥医学部6年次まで	①月額10万円の場合 奨学金を受けた年数×1.0倍 ②月額15万円の場合 奨学金を受けた年数×1.5倍
9 栃木県	○	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数×1.5(初期臨床研修期間を除く)
10 群馬県	○	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数 × 5/3
11 埼玉県	×		
12 千葉県	×		
13 東京都	○	⑥医学部6年次まで	奨学金賞与期間×1.5
14 神奈川県			
15 新潟県			

※青森県では、弘前大学の医学部生(主に青森県出身者)を対象とした「弘前大学医師修学資金」と県外医学部生(青森県出身者)を対象とした「青森県医師修学資金」があります。
このうち、大学が設置する「地域枠」と運動するものは、「弘前大学医師修学資金」の「学士枠」のみです。(弘前大学 学士入学「青森県内枠」と運動。)

上記の奨学金(群馬大学医学部地域医療枠(群馬県緊急医師確保修学資金制度))のほかに、小児科、産婦人科、麻酔科等の特に医師不足の深刻な診療科の医師を志す方を対象とした奨学金制度も設けています。
(なお、対象者は、①研修医(初期臨床研修医、後期研修医)、および②大学院生となっております)

・東京都地域医療医師奨学金(特別賞与奨学金)
対象…順天堂大学又は杏林大学が行う東京都地域枠入学試験に合格した、入学した者
賞与期間…6年次まで
返還免除条件…医師免許取得後、小児医療、周産期医療、救急医療、へき地医療のいずれかの領域で賞与期間の1.5倍の期間、東京都が指定する医療機関に医師として従事すること

都道府県名	義務付け奨学金の有無	義務付け奨学金の給付を受けられる最高年次について	義務付け奨学金の義務年限の計算方法
16 富山県	○	⑥医学部6年次まで	特定診療科枠(小児科、産科、麻酔科、救急科、総合診療科) 奨学金を受けた年数×1.5倍 公的病院枠 奨学金を受けた年数×2倍
17 石川県			
18 福井県	○	⑥医学部6年次まで	臨床研修および医師としての勤務した期間の合計が9年間
19 山梨県	○	⑥医学部6年次まで	1種(医学部在学者) : 3年以上の期間 2種(山梨大学医学部在学者のみ) : 給付期間の3/2に相当する期間以上 3種(山梨大学大学院在学者のみ) : 3年以上の期間
20 長野県			
21 岐阜県	○	⑥医学部6年次まで	第1種修学資金…修学資金貸付年数×1.5 第2種修学資金…修学資金貸付年数と同期間(貸付期間が2年未満の場合は2年)
22 静岡県			
23 愛知県	○	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数×1.5(臨床研修期間を含む)
24 三重県	○	⑥医学部6年次まで	賞与年数にかかわらず、 ○県内勤務医プログラム: 県内10年勤務(へき地義務なし) ○へき地プログラム: ・小児科、産婦人科コース 県内6年勤務(へき地勤務2年) ・内科、外科コース 県内7年勤務(へき地勤務4年)
25 滋賀県	○	⑥医学部6年次まで	①緊急医師確保対策に基づく医学部増員に対する奨学金: 奨学金貸付年数×1.5倍 ②県単地事業(産科、小児科または麻酔科に就くことを条件): 4年間の奨学金貸付に対し、5年間の義務年限
26 京都府	○	上限なし	奨学金を受けた年数×1
27 大阪府	○	⑥臨床研修2年目まで	奨学金を受けた年数×1.5
28 兵庫県	○	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数(=6年間に限る)×1.5
29 奈良県	○	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数×1.5
	○	臨床研修2年目までに 学生が希望する年次 (1年次でも複数年次で)	奨学金を受けた年数×1.5
30 和歌山県	○	⑥医学部6年次まで	奨学金の貸与期間×1.5倍
31 鳥取県	○	⑥医学部6年次まで	緊急医師確保対策奨学金(鳥取大学特別養成枠) ・貸付期間×1.5倍の期間を県職員として、知事の指定する県内医療機関に勤務
32 鳥根県	○	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数×1 (医学生地域医療奨学金)
	○	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数×1.5 (緊急医師確保対策奨学金)
33 岡山県	○	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数×1.5倍

※「地域を指定」ではなく「(へき地等の)医療機関を指定」しており、対象に「知事が指定する医療機関」を含む
 ※奨学金を受ける年数は医学部入学時から6年次までに限る(留年した場合は賞与しない)

これらの他、鳥根大学医学部に在学する1年から5年までの医学生に対し、連続する2年度内に2回を限度に賞与する制度もあり。(義務年限は6年間)

都道府県名	義務付け奨学金の有無	義務付け奨学金の給付を受けられる最高年次について	義務付け奨学金の義務年限の計算方法
34 広島県	○	⑥医学部6年次まで	奨学金貸付期間の2倍に相当する期間内(返還猶予期間)に、奨学金貸付期間の1.5倍(必要従事期間)、広島県内の公的医療機関等に従事し、必要従事期間の1/2に相当する期間、次のいずれかに従事した場合。 ① 中山間地域の公的医療機関等 ② 別途知事が指定する診療科
35 山口県	○	⑥医学部6年次まで	奨学金(修学資金)の貸与年数×1.5倍 (前提) ○ 卒業2年以内の医師免許取得 ○ 臨床研修終了後にカウント開始。貸与年数の2倍期間内。
36 徳島県	○	⑥医学部6年次まで	修学資金貸与期間の1.5倍
37 香川県	○	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数×1.5
38 愛媛県	○	⑥医学部6年次まで	9年間
	○	⑨その他(大学5年～後期臨床研修期間のうち、2年若しくは3年)	奨学金を受けた年数と同期間
39 高知県	○	⑧臨床研修2年目まで	奨学金を受けた年数×1.5
40 福岡県	×		
41 佐賀県	×		
42 長崎県	○	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数×2(専門課程から貸与の場合は1.5倍)
43 熊本県	○	⑥医学部6年次まで	貸与期間の1.5倍に相当する期間
44 大分県			
45 宮崎県	○	⑥医学部6年次まで	貸与を受けた年数×1.0
46 鹿児島県	○	⑥医学部6年次まで	※貸与の種別により違う。以前送付した貸与制度一覧のとおり 条例上は 1年次入学者は初期臨床2年+実務研修1年+勤務6年 2年次入学者は初期臨床2年+実務研修1年+勤務4年 5・6年生枠は初期臨床研修2年+貸与期間
47 沖縄県	○	⑥医学部6年次まで	県内の臨床研修指定病院にて初期臨床研修終了後、引き続き専門研修を3年以内で修了し、下記の期間勤務 ・貸与期間 6年 : 4年勤務 ・貸与期間 5年～4年 : 3年勤務 ・貸与期間 3年 : 2年勤務

佐賀県では特定の診療科(不足診療科)の勤務を条件とした奨学金のみであるため、(1)は「×」で回答しています。

1. 勤務期間には臨床研修期間(2年間)を含みます。
2. 勤務期間中に、大学院への進学、傷病、災害などやむを得ない理由により指定された医療機関での勤務が一時的に困難になった場合は、承認を得ることにより、継続して当該勤務に従事したものとみなします。ただし、その期間は当該勤務期間に算入しません。3. 貸与期間の1.5倍に相当する期間を計算する場合において、1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定するものとします。

※厚生労働省医政局指導課救急・周産期医療等対策室調べ
※平成21年9月16日回答分

へき地医療支援機構の活動状況

平成20年度実績による

都道府県名	専任担当官(医師)がへき地に関する業務に従事している日数(1週間あたり)	専任担当官(医師)業務別従事時間				3. 代診 医依頼件 数(年内)	4. 代診 医派遣件 数(年内)	備考
		へき地診療所への代 診	機構の本来業務(代 診医派遣調整等)	拠点病院の業務 (外来等)	その他(へき地医療 関係業務以外)			
1 北海道	③2~3日	①0~1日	③2~3日	①0~1日	③2~3日	0	0	
2 青森県	①0~1日		①0~1日		⑤4~5日	2	2	
3 岩手県	②1~2日	①0~1日	②1~2日	①0~1日	①0~1日	0	0	
4 宮城県	①0~1日	①0~1日	①0~1日	①0~1日	①0~1日	1	32	
5 秋田県	①0~1日	①0~1日	①0~1日	①0~1日	⑤4~5日	0	0	
6 岩手県	②1~2日	①0~1日	②1~2日	①0~1日	①0~1日	0	0	
7 福島県	①0~1日		①0~1日			4	4	
8 茨城県	①0~1日	①0~1日	①0~1日	①0~1日	①0~1日	113	113	
9 栃木県	①0~1日			⑤4~5日	①0~1日	0	0	
10 群馬県	①0~1日	①0~1日	①0~1日	④3~4日		3	3	
11 埼玉県								へき地なし
12 千葉県								へき地なし
13 東京都	④3~4日	①0~1日	③2~3日	①0~1日	②1~2日	72	72	
14 神奈川県								へき地なし
15 新潟県	①0~1日		①0~1日			0	0	
16 富山県	①0~1日	①0~1日	①0~1日	①0~1日	①0~1日	0	0	
17 石川県	⑤4~5日		⑤4~5日			3	3	
18 福井県	③2~3日	①0~1日	①0~1日	①0~1日	①0~1日	37	37	
19 山梨県								機構未設置
20 長野県								機構未設置
21 岐阜県	②1~2日	①0~1日	②1~2日	①0~1日	①0~1日	7	7	
22 静岡県	①0~1日		①0~1日			40	34	
23 愛知県	⑤4~5日	①0~1日	②1~2日	③2~3日	①0~1日	107	105	
24 三重県	④3~4日		④3~4日			17	17	
25 滋賀県	②1~2日	①0~1日	①0~1日	④3~4日	①0~1日	50	50	
26 京都府	②1~2日	①0~1日	②1~2日	①0~1日	①0~1日	0	0	
27 大阪府								へき地なし
28 兵庫県	⑤4~5日	①0~1日	⑤4~5日	①0~1日	①0~1日	0	0	
29 奈良県	②1~2日	②1~2日	②1~2日	④3~4日	①0~1日	8	8	
30 和歌山県								専任担当官を設けていない。また代診医等の派遣調整も行っていない。
31 鳥取県						50	50	機構未設置(代診医派遣業務は県が代行)
32 島根県	⑤4~5日	①0~1日	⑤4~5日	①0~1日	①0~1日	280	280	
33 岡山県	②1~2日	①0~1日	②1~2日	①0~1日	①0~1日	23	23	
34 広島県	①0~1日	①0~1日	①0~1日	⑤4~5日		100	96	
35 山口県	⑤4~5日	②1~2日	②1~2日	②1~2日	①0~1日	22	22	
36 徳島県	⑤4~5日	②1~2日	④3~4日				870	代診医は等時の計画に基づいて派遣するため臨時医師を受けているわけではない。
37 香川県	⑤4~5日	②1~2日	③2~3日	②1~2日		207	207	
38 愛媛県	④3~4日	②1~2日	②1~2日			216	216	
39 高知県	④3~4日	③2~3日	①0~1日	②1~2日	①0~1日	106	106	
40 福岡県	①0~1日		①0~1日					
41 佐賀県								機構未設置
42 長崎県	④3~4日	①0~1日	④3~4日	①0~1日	①0~1日	15	15	
43 熊本県	⑤4~5日	①0~1日	④3~4日	②1~2日	①0~1日	6	6	
44 大分県	⑤4~5日	①0~1日	④3~4日	①0~1日		39	39	
45 宮崎県	①0~1日	①0~1日	①0~1日	①0~1日	①0~1日	0	0	
46 鹿児島県	②1~2日		②1~2日			48	47	
47 沖縄県	⑤4~5日	①0~1日	⑤4~5日	①0~1日		9	9	

厚生労働省医政局指導課救急・周産期医療等対策室調べ